

身体拘束等適正化のための指針

株式会社 洋光

1 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束やその他の行動制限（以下“身体拘束等”という。）は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

洋光では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、利用者の身体拘束等を原則禁止とする。

また、身体拘束等の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止においてかくことのできない取り組みである。

① 身体拘束等に該当する具体的行為

- ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵等で囲む。
- エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

（注意）身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、身体に重度の障害のある人に対して、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではない。

身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断する必要がある。

② 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ア 利用者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- イ 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ウ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

エ 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動を行わない。

③ 緊急・やむを得ず身体拘束等を行う 3 要件

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急・やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、次の 3 つの要件をすべて満たす必要がある、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重におこない、本人又は家族の同意を得て行うこととする。

身体拘束等を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努力する。

ア 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件。

身体的拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

イ 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないことが要件。

身体拘束等を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、ほかに代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある、また、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない拘束の方法を選択する必要がある。

ウ 一時性

身体拘束等が一時的であること（長期にわたらないこと）が要件。

利用者本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定す必要がある。

2 身体拘束等適正化の為の組織

① 虐待防止等責任者の配置

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止責任者を配置する。

② 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置

虐待の防止のための対策及び身体拘束等の適正化のための対策について、職員全体で情報共有し、今後の未然防止及び再発防止につなげ、グループ全体で虐待防止及び身体拘束等の適正化に取り組み、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会を設置する。

③ 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の構成員
委員会は、代表取締役、虐待防止等責任者、介護主任をもって構成し、委員長は、代表取締役とする。

④ 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の所管事項

- 1 虐待防止の啓発
- 2 虐待の確認及び監視
- 3 虐待発生後の検証
- 4 虐待の再発防止策の検討、実行及び実行後の検証
- 5 身体拘束等について報告するための様式の整備
- 6 身体拘束等の事例の検討
- 7 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
- 8 1～7の職員への周知徹底
- 9 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修
- 10 上記1～9以外に委員長が指示した事項

⑤ 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催
委員会は、委員長が必要と認める場合には開催する。

3 身体拘束等の適正化の為に職員研修に関する基本方針
身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回以上実施する。

4 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
身体拘束等行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① 虐待防止等責任者への報告

身体拘束等の必要性が懸念される事態が発生した場合は、虐待防止等責任者へ報告し、身体拘束等の必要性の判断を仰ぐ。

身体拘束等が必要と判断された場合は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催を依頼する。

突発的・緊急的に身体拘束等が必要になった場合には、委員に報告の上、身体拘束等を実施し、実施後に経緯を虐待防止等責任者に報告するとともに、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催を行う。

② 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による決定

委員会では個別の状況による拘束のひつような理由などから、身体拘束等の必要性を審議する。

身体拘束等の必要性が認められた場合は、引き続き身体拘束の方法・拘束の時間帯

及び時間・特記すべき心身の状況・拘束開始及び解除予定等を審議し、様式1の内容を確定させる。

身体拘束等の必要性が認められない場合は、委員会は、身体拘束等以外の方法を提案する。

③ 利用者本人及び家族等への十分な説明

委員会で内容を確定させた様式1を用いて、個別の状況による拘束の必要な理由・身体拘束の方法・拘束の時間帯及び時間・特記すべき心身の状況・拘束開始及び解除の予定等を、利用者本人及び家族等へ詳細に説明し、十分な理解を得て、様式1に記名・押印してもらう。

④ 身体拘束等の実施

身体拘束等を実施するが、法令上、身体拘束等に関する記録は義務付けられているので、様式2緊急やむをえない身体拘束に関する経過観察・再検討記録を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録する。

⑤ 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会による再検討

様式2の記録をもとに身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会で検討していく。

また、身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束等を必要とする場合については、様式2の記録とともに、様式1を再度作成して、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会で審議し、身体拘束等の必要性が認められれば、利用者本人及び家族等に、様式1の内容とともに、現在行っている身体拘束等の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施する。

⑥ 身体拘束等の解除

虐待防止及び身体拘束等適正化委員会での再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、その旨を利用者本人及び家族等に報告する。

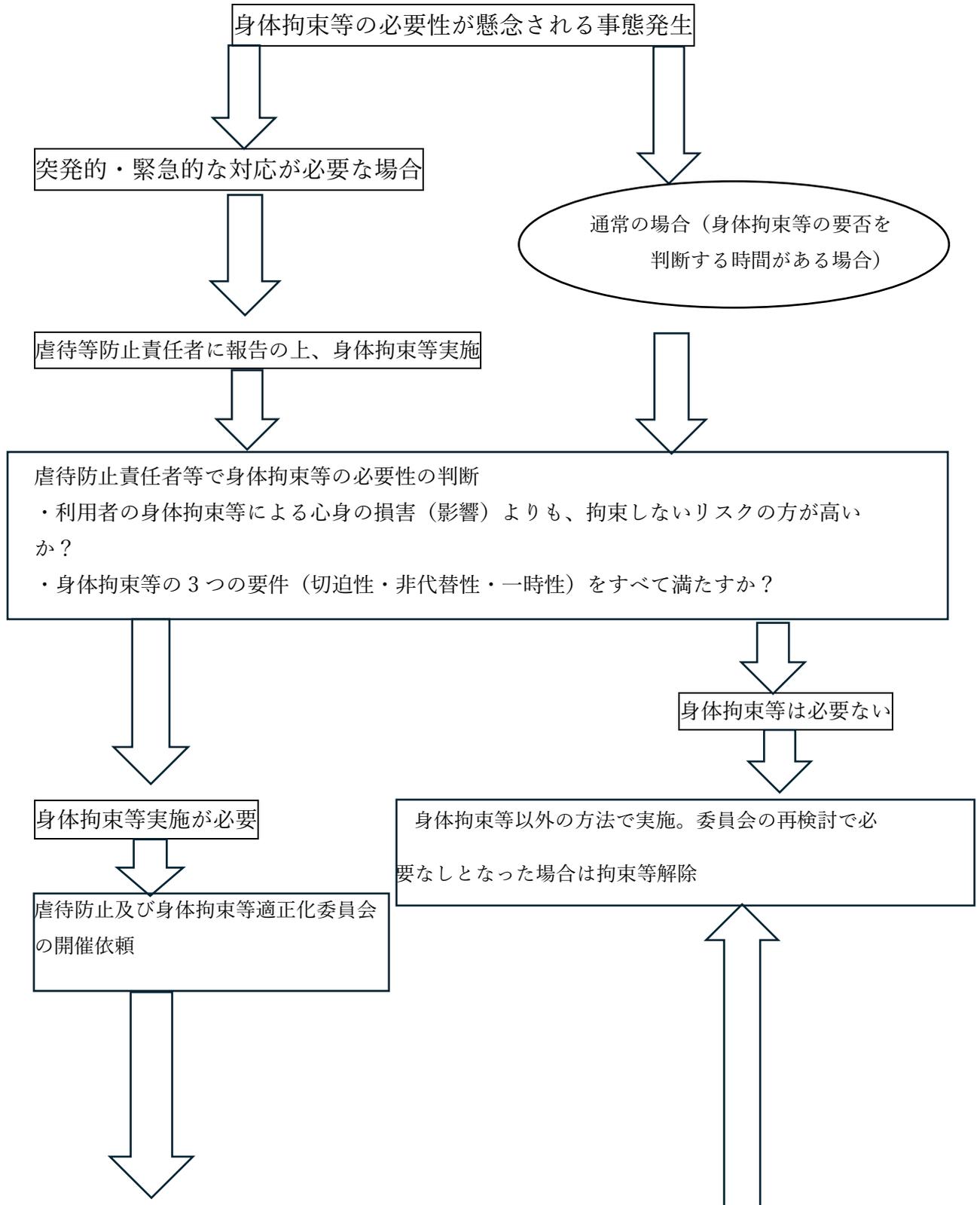
5 利用者等に対する当該指針の閲覧

身体拘束等適正化の為の指針は、利用者本人及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公開する。

6 その他の身体拘束等の適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員のすべてが身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくする取り組みをしなければならない。

身体拘束等適正化対応フロー図



虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の開催

身体拘束等の必要性の判断
・利用者の身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高いか？
・身体拘束等の3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）をすべて満たすか？

身体拘束等の必要性が認められた場合
・身体拘束等実施方法の検討
・身体拘束等実施時間・期間の検討

身体拘束等の必要性が認められない場合
・身体拘束等以外の方法の提案

利用者・家族への説明内容
緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の内容の確認

再度委員会で検討

身体拘束等の実施→
経過観察→再検討

利用者・家族に説明し
記名、押印していただく

